

長野県宝及び長野県有形民俗文化財の指定について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の規定により、下記のとおり長野県宝及び長野県有形民俗文化財に指定する。

記

1 長野県宝に指定する文化財（3件）

名 称	員数	所在 市町村	所有者名称	指定理由	答申 結果
こまち や け じゅうたく 小町谷家住宅	10 棟、 附6棟、 工作物 10 群	駒ヶ根市	こまち や あき 小町谷 章	<p>○近世、上穂村にあった旗本近藤氏領の代官を勤めた小町谷家の居宅である。中世以来の系譜を持つ家柄で、地域の歴史を雄弁に示す文化財群である。</p> <p>○屋敷構えを取り巻く、石積、土塁、建造物は良好に保全されている。主屋を中心に数々の付属建物が配され、外部空間は、庭や作業空間に供されている。</p> <p>○地域の民家建築の一部が発展的な変容を経て本棟造の姿を得るに至ることを示す貴重な建築遺構である。</p>	長野県宝 に指定す ることが 適当 (R4.8.29 諮問)
しもす わほんじん 下諏訪本陣 いわなみけじゅうたく 岩波家住宅	9棟、 土地1	諏訪郡 下諏訪町	いわなみ なおひろ 岩波 尚宏	<p>○中山道下諏訪宿の本陣を原形として近代の住居様式に変えられた建造物である。江戸時代の姿を骨格としながら、近代以降も整備されている。</p> <p>○皇女和宮が宿泊したほか、明治天皇が休息した主屋の座敷は、泉水を持つ庭と連動して高質な建築空間を現出し、意匠的に優秀である。</p> <p>○主屋を中心とする屋敷構えは、本陣としての役割を終えた明治維新以降も、生業と生活が一体となって連綿と保存されてきており、その価値は高い。</p>	長野県宝 に指定す ることが 適当 (R4.8.29 諮問)

おたぎりけしょぞう 小田切家所蔵 たかとおじょうにのまる 高遠城二ノ丸 うまやいなりほんでん 厩稻荷本殿・ うわやおよびほうのうひん 上家及び奉納品 るい 類	106 点	上伊那郡 宮田村	おたぎりやすひこ 小田切 康彦	<ul style="list-style-type: none"> ○高遠城廃城にともない、城郭内に所在した建造物等の多くが失われた中にあって、二ノ丸に存在した御厩(おんまや)に祀られていた稻荷社とその奉納品等がまとまって、御厩に勤役した小田切家に伝來したもの。 ○高遠城内御厩の鎮守社として伝わる物件であり、高遠城の歴史を伝えるのみならず、御厩稻荷に対する藩士等の信仰のあり方を知ることのできる貴重な歴史資料として極めて価値が高い。 ○国史跡高遠城跡に所在した本資料は、高遠藩や高遠城の歴史を理解する上で極めて貴重である。 	長野県宝に指定することが適當(R4.8.29 諮問)
---	-------	-------------	---------------------------	--	----------------------------

2 長野県有形民俗文化財に指定する文化財（1件）

名 称	員数	所在 市町村	所有者名称	指定理由	答申 結果
南木曽町の林業 資料	281 点	木曽郡 南木曽町	南木曽町	<ul style="list-style-type: none"> ○近世初頭から江戸幕府の政策により、畿内や北陸などの林業先進地から多くの杣人を動員して、林業開発が急速に展開した時期から使われてきた道具類で、南木曽町が林業資料として収集・所蔵している。 ○木曽谷の杣人達が山仕事に使った鋸や斧などの道具類や、身に着けた蓑、わらぐつ、かんじきなどは、従事者の減少や機械化により散逸して、現在はわずかしか残っていない。 ○木曽谷の林業資料の変遷や形態を知る上でも大変貴重な資料である。 	長野県 有形民 俗文化 財に指 定するこ とが適當 (R4.8.29 諮問)

長野県宝等候補物件調査票

- 1 種 別 建造物
- 2 名 称 (員数) 小町谷家 住 宅 (建造物: 10棟、附 6棟、工作物10群)
- 3 所在地 長野県駒ヶ根市赤穂7951番地1 (屋号 羽場)
- 4 所有者 小町谷 章
- 5 管理者 同 上
- 6 現 状
- (1) 沿 革
- 小町谷家住宅が立地していた上穂村は、赤須村と合併して赤穂村になり、その後、駒ヶ根市に吸収された。現在の駒ヶ根市赤穂の「赤穂」はこれに因る。北側に上穂沢川、南側に如来寺川が流れ、屋敷地東側に活断層である田切断層が通る断層の上段にある。その屋号はこの地形から小高いところを意味する「羽場」と呼ばれた。屋敷を取り囲む土塁や石積には室町時代の館の遺構が見られ、北の大城城跡、南の南割古城、射殿城跡といった中世城跡に囲まれている。
- 小町谷家は中世以来の系譜を持つ家柄である。伝承によると、治承年間(1177-1181)に藤原氏である藤木王の末裔が世の乱れを避けて都より小出村に居住し、「藤」の字を同音の「唐」に変えた。数代の後、唐木備前とその子豊前が延文の頃(1356-1360)小町谷に移住して以来、小町谷氏を名乗った。初代の戦死後にその妻が嫡子と一族を連れて現在の地に居館を築いてから代を数えている。
- 初代七良右衛門吉連は甲州の秋山伯耆家来として濃州岩村城で天正3年(1575)織田信長と戦い、同年10月に没した。その後、数代を経て小町谷家は代官を勤めるまでに復興したことが確認される。その功績は六代目吉永の尽力による。吉永は旗本近藤氏の代官に任命され、家業の他に仏門に帰し、僧籍を得て、京都萬福寺より大藏經を入手するなど手広く功績を残した。また、小町谷家に所縁のある人物は幅広い。東側にある「東門」は長野県を代表する、建築彫刻で活躍した大工である立川流の立川専四郎富種がたてた。富種は安政4年(1857)には豊川稻荷奥の院の本殿、拝殿を建築し、同5年(1858)東海道赤坂宿正法寺本堂、万延元年(1860)小県郡長久保古町西蓮寺天神像などをたてた。
- 高遠石工集団とも関係を持つ。屋敷北側の「墓所」には守屋貞七作とされる石仏と守屋孫兵衛作とされる石仏がある。貞七と孫兵衛は高遠石工の系譜にあたる。この系譜で有名な守屋貞治は、貞七を祖父とし、孫兵衛を父とする。また、同所の「供養塔群」の一基が旧上穂村で最大級の地蔵

尊である。墓石ではなく供養塔として造立された地蔵尊であるが、石工の名が彫られていない。正面に「長永正永」、裏面に「延享元中子天七月廿四日建之」と刻まれた六角形支柱に載った高さ2mのものである。造立年代、地蔵尊の形態、衣の表現などから、守屋貞七作と推定される。また、「文庫蔵」の銘札には守屋貞治が石工棟梁と記されている。

(2) 構造形式ほか

本指定 (10)

- **主屋** トタン葺・切妻妻入、正面桁行8間半、背面桁行9間半、南側梁行10間、北側桁行9間半、木造真壁造、建坪131.5坪、本棟造[江戸後期]
- **東門** (北側:門番小屋付、南側:門番小屋・塀付) 栈瓦葺・切妻平入、門間口1間半、木造薬医門[元治元年(1864)]
- **中門** (主屋・経蔵間、袖壁付) 栈瓦葺・切妻平入、門間口1間、木造棟門[明治後期]
- **北門** 栈瓦葺・切妻平入、門間口1間1.8尺、木造薬医門[江戸後期]
- **経蔵** 栈瓦葺・切妻平入、桁行4間・梁行2間、木造大壁造[安政4年(1857)以前の江戸後期]
- **文庫蔵** 栈瓦葺・切妻平入、桁行5間・梁行2間半、木造大壁造[文化9年(1812)]
- **味噌蔵** (南の蔵) 栈瓦葺・切妻平入、桁行6間半 (味噌蔵3間、南の蔵3間半)・梁行1間半、木造大壁造[明治24年(1891)]
- **洋館** セメント瓦葺・半切妻屋根、桁行3間2尺・梁行2間2尺、木造モルタル壁、建坪8.6坪[昭和13年(1938)]
- **西の蔵** 栈瓦葺・切妻平入、桁行3間・梁行2間半、木造大壁造[明治13年(1880)]
- **雑穀蔵** (穀蔵) 栈瓦葺・切妻平入、桁行7間 (雑穀蔵3間、穀蔵4間)・梁行2間半、木造大壁造[明治38年(1905)]

附指定 (6)

- **外便所** 栈瓦葺・切妻平入、桁行3間・梁行1間4尺、木造真壁造・板壁 [昭和20年以前の近代]
- **東倉屋** (下屋付、下屋下に井戸) トタン葺・切妻平入、桁行8間半・梁行2間半、木造板壁[明治期]
- **西倉屋** トタン葺・切妻平入、桁行5間・梁行2間、木造板壁[明治期]
- **にわとり小屋** (元水力発電小屋) トタン葺・切妻(東)寄棟(西)平入、桁行3間・梁行1間、木造板壁[明治期建設・昭和初期移築]
- **みるく小屋** トタン葺・切妻妻入、桁行1間・梁行4尺、木造下見板張[昭和6年(1931)]
- **井戸屋** トタン葺・切妻壁なし、梁行1間・桁行1間、木造(中央柱が棟持柱) [明治期]

工作物 (10)

- 東石垣（東門北側）（総延長 18.4m）
- 東石垣（東門南側 18.9m、味噌蔵・南の蔵東側 18.6m）（折れ曲り総延長 37.5m）
- 北石垣（北門西側（土壘③）東側） 総延長 27.4m、北門東側（土壘④） 総延長 17.5m）
- 土壘（土壘①、同②、同③西側、同⑤） 折れ曲り総延長 189.6m）
- 東西水路石組（手水鉢付、総延長 33.4m）
- 北門南側石組（折れ曲がり延長 52.15m）
- 西の蔵、雑穀蔵・穀蔵背後石垣（折れ曲り総延長 56.85m）
- 墓所（間口 16.9m、奥行 13.9m）
- 供養塔群（4基）
- 室（入口間口 0.81m、入口高さ 1.24m、内部幅 1.1m、内部高さ 1.5m、内部奥行 21.4m）

(3) 建築年代

[江戸後期]	主屋、北門
[文化9年(1812)]	文庫蔵
[安政4年(1857)以前の江戸後期]	経蔵
[元治元年(1864)]	東門
[明治13年(1880)]	西の蔵
[明治24年(1891)]	味噌蔵・南の蔵
[明治38年(1905)]	雑穀蔵・穀蔵
[明治期]	東倉屋、西倉屋、井戸屋
[明治期建設・昭和初期移築]	にわとり小屋
[昭和6年(1931)]	みるく小屋
[昭和13年(1938)]	洋館
[昭和20年以前の近代]	外便所

(4) 建物の変遷

小町谷家住宅の屋敷は、天竜川の右岸にあって、西から東へ降る斜面の中の、南北に沿った断層の上段にあり、羽場と呼ばれた。表門を構える屋敷の表は東を向いて、天竜川を介して南アルプスを東に望む。かつて屋敷神が祀られていたその裏は西を向いて中央アルプスを望む。中央アルプス東麓から天竜川に向かって傾斜する土地は、両アルプスの間にあって、雄大な景観を今日に伝えている。

屋敷構えは、中世の館の名残を見せる。東側は断層、北側は上穂沢川が西から東へ、南側は屋敷からやや離れて如来寺川が西から東へ流れ、西側は折れ曲がった土壘で囲われている。

屋敷構えは、表門、土蔵、塀、土壘、北門に囲まれた主屋を含む一画と、北門の外側で、土壘の延長上と上穂沢川と活断層でできた斜面に囲われた主屋を含まない一画の二つに大きく分かれている。屋敷地全体は広大であり、特に、西側と北側に生育した樹木群より遠くからこの屋敷が森に見える。

主屋を含まない北門より外の土地には、「墓所」と「供養塔群」があり、かつては屋敷神を祀る社があった。仏教とくに萬福寺との所縁が小町谷家にある。過去に僧籍を持っていた当主がいたこともあ

てつげんいいつさいきょうぜんぞう
り、鉄眼一切 経 全蔵（国指定重要文化財の版木による手刷り印刷の全巻。長野県では唯一の個人蔵）を萬福寺から買い求めた。また、萬福寺の石造物から影響を受けた石工集団守屋派が小町谷家の石造を施すことになった。墓所と供養塔群にある石造物は秀逸であり、また土蔵や塀の基礎の石組み、土留の石組みには、守屋派に独特な「すだれ彫り」が施され、要所要所に字が刻まれている。「東門」北側の石積は平成 29 年(2017)に文化財的価値を尊重した修理が行われた。

小町谷家は、上穂村の旗本近藤氏知行所 913 石の代官をつとめた家であった。主屋は切妻造妻入で、その格式の高さを表す豪壮な本棟造である。敷地内は付属建物として「東門」、「北門」、「経蔵」、「味噌蔵」、「南の蔵」、「洋館」、「文庫蔵」、「西の蔵」、「みるく小屋」、「にわとり小屋」、2 棟の倉屋（「東倉屋」、「西倉屋」）などがたち、「北門」の北には「墓所」、「供養塔」、「室」が存在し、敷地面積約 1800 坪である。主屋の北側には昔、小さな家がたっていたが取り壊された。主屋を含む南側には、馬小屋がたてられたが現在は遺っていない。「西の蔵」の南側にあった蔵は近隣に譲られ、今は無い。平成 27 年(2015)には屋敷の南に位置していた水車小屋が撤去された。

東側から西側にかけて高低差があるため石積で敷地の中に平坦地を作っている。その石積の多くは守屋派に所縁のある高遠石工集団によるものである。敷地内には様々な植物が植えられており、その中庭は奈良の依水園、東門の板塀の石垣は京都の萬福寺を模して作られた、と推されている。

敷地最北端にある小町谷家代々の墓や、敷地北西にある供養塔などに小町谷家の歴史が刻まれている。また、六代目当主の小町谷吉永の墓は亀趺と呼ばれる亀に模した台座に鎮座しており、その格式の高さを表している。

現在の主屋の間取りは北側に幅 2 間の裏側まで通る「とおりどま」があり、中心に「おうえ」、その奥に「おおだいどころ」がある。東側の空間は「おうえ」から「いりかわ」を通り「おもてざしき」「おくざしき」と続く。南側の空間は「おうえ」から「いま」へと続き、「いま」から西側に「なかも」「おくのま」「かみゆいば」へと続く。東側と西側で居住空間が分かれており、主要出入口側である東側に接客空間と「しきだい」が設けられている。この「しきだい」は正面 2 間の広さ、入母屋造屋根で、小町谷家の格式が高いことを示しており、殿様を迎える際のために作られ、他の家に比べると豪壮な作りとなっている。「おおだいどころ」の空間は古い部材が現在も使われており、主屋が建築された初期の頃から存在したと考えられる。棟は東西方向にあるが、東側と西側で棟が分かれており、「おうえ」と「おおだいどころ」を境に約 1 間のずれが生じている。二階部は東側と西側で二つの空間に分かれており、「とおりどま」と「おおだいどころ」の横に階段が存在する。本棟造り特有の外観意匠である出格子窓は主屋の西側に 2 間の大きさで存在し、東側には雀おどりに屋号の羽場の家紋が描かれている。丸に違い鷹の羽で描かれたこの家紋は、「しきだい」の上部の彫刻と同じである。このように主屋は前進建物の一部を利用しながら江戸後期の 18 世紀後半に本棟造りとして建てられたと考えられる。後世の改変は、昭和 45 年(1970)年頃、屋根は板屋根の上にトタンを葺いた。昭和 50 年(1975 年)頃、雨戸が硝子に変わった。「うまや」が「とおりどま」の外側に別躯体でたっていたが、撤去された。「しきだい」は昭和 35 年(1960)に章氏が小町谷家に嫁いだ際に使用されたのが最後である。婚礼以外で式台を通ったのは小町谷家を数回にわたって訪ねた富岡鉄斎しかいない。伊那谷でこの規模の式台を有する家は現存しない。

「洋館」は昭和初期に主屋の南西にたてられた。壁はモルタルで作られ、屋根はセメント瓦が用

いられている。東門の規模は約3間、左右に門番用の部屋がある。建築年代は元治元年（1864）、長野県を代表する大工である立川流の立川専四郎富種がたてた。また、東門、板塀下の石垣は守屋貞治によるものと推測され、石の組み方が京都の萬福寺に似ている。東門に隣接する板塀、屋根、白壁は復元され、板塀には松煙と柿渋が塗られている。

以下、屋敷の中の建造物の成り立ちを記す。

「主屋」は、近世から発展的に変容して成立した本棟造である。西側部分に対して東側に増築する過程を経て現在の形を得た。この「主屋」の東側つまり正面に付く「式台」は東門を手掛けた立川専四郎富種によると伝承されており、元治元年（1864）ころの建築と推定される。

「東門」は、一般には許されない格式の高い形式で作られた門構えを見せている。その規模は約3間で門間口が1間半で、左右には見張り役用の番部屋がある。建築年代は元治元年（1864）であり、長野県を代表する建築彫刻に活躍した大工である立川専四郎富種がたてた。基礎の石積は守屋貞治によると推測され、京都の萬福寺に似る。「東門」から北に延び板塀、屋根、白壁は復元され、松煙と柿渋が塗られている。その基礎である石積は文化財的手法に基づいて復元された。

「中門」は、「主屋」と「経蔵」との間にあって、式台のあるアプローチ空間と座敷空間とを隔てており、明治後期の建築と推定される。

「北門」は、主屋がある南側の屋敷と北側の屋敷を区切る石垣を穿つ門で、江戸後期の建築と推定される。

「経蔵」は、萬福寺から伝來した一切経を保存する重要な蔵である。建築年代は、十代吉憲（1857没）が銘札に記されていることから安政4年（1857）以前の江戸後期と推定される。なお、南側妻壁の崩落により、現時点、銘札の現物は未見であり、今後の確認が待たれる。

「文庫蔵」は、二階北側の東に打たれていた銘札から文化9年（1812）の建築である。その銘札には「大工半平」と「石工守屋貞治」があり、この土蔵の基礎は石工守屋貞治が行ったことが明らかである。

「味噌蔵・南の蔵」は、味噌蔵と南の蔵が界壁と屋根を共有しており、1棟をなす。令和4年土地家屋課税台帳兼名寄帳から明治24年（1891）の建築と推定される。

「洋館」は、室内で音楽を楽しむため風の音が聞こえないよう真綿を用いて仕上げられたモルタル壁を持ち、セメント瓦の屋根を持つ洋風建築である。令和4年土地家屋課税台帳兼名寄帳とヒアリングから昭和13年（1938）の建築である。

「西の蔵」は、「主屋」の西側の、一段高い土地の上にあり、背後は石積が土留擁壁となっている。二階北側の東に打たれていた棟札から、明治13年（1880）の建築である。

「雑穀蔵・穀蔵」も、「主屋」の西側の、一段高い土地の上にあり、背後は石積が土留擁壁となっている。南側にたつ「西の蔵」と屋根を共にするが壁を共にせず、「主屋」と別棟をなす。二階北側の東に打たれていた棟札から明治38年（1905）の建築である。屋根は一度替えており庇が長くなつたが再度切られた。

「外便所」は、令和4年土地家屋課税台帳兼名寄帳に昭和20年（1945）と記されているが、それ以前からたつっていたと推定される。

「東倉屋」は、大工が作業場として使用した建物で、外見より遙かに堅固な造りになっている。「西倉屋」も、大工が作業場として使用した建物であるが、「東倉屋」と別棟をなす。南側に下屋が付き、その下に井戸がある。なお、「長野県では長屋になった建物を倉屋（くらや）とよび、内部をいくつかに仕切

って使用している例もある」とされる（小川直之「倉くら」）。「倉屋（くらや）」は信州では長屋造の倉を意味する。

「にわとり小屋」は、元々は水力発電のための小屋で、明治期の建築と推定される。昭和初期に現在の位置に移築され、鶏を飼う小屋とされた。

「みるく小屋」は、ヒアリングから昭和6年（1931）の建築である。室内に氷を入れてミルクを保存していた。氷を運ぶための氷鉢みがある。

「井戸屋」は、梁行1間、桁行1間であり、屋根の下に井戸があり、中央の柱が棟持柱であり、明治期の建築と推定される。

7 指定理由及び根拠

（1）指定基準

長野県宝の指定基準（7）建造物

（ウ）歴史上重要なもの、（エ）学術上重要なもの

（2）指定理由

小町谷家は、中世以来の系譜を持つ家柄で、近世には上穂村の旗本近藤氏知行所の代官をつとめた。屋敷は天竜川の右岸にあり、東を正面として主屋や東門を構え、天竜川を介して南アルプスを臨んでいる。屋敷を取り囲む土塁や石積には室町時代の館の遺構が見られる。

小町谷住宅は、主屋を中心として、東門などの門、文庫蔵や経蔵などの多数の蔵、その他の附属施設で構成されている。主屋は東西棟の切妻造妻入で、正面には規模雄大な入母屋造の式台玄関を設け、格式の高さを表した豪壮な本棟造である。内部は北側を通り土間とし、南側を床上部には瀟洒で質の高いつくりの座敷を備えている。主屋の建築年代は確定できていないが、棟札などから切妻造・桟瓦葺で大壁造の文庫蔵が文化9年（1812）、切妻造・桟瓦葺で薬医門形式の東門が元治元年（1864）と判明するなど、建築年代がほぼ明確なものが多く、近世から近代にかけての住まいの変遷を知ることができる。

小町谷住宅は、中世の館に遡る系譜を持つ屋敷を継承しており、周囲を取り巻く土塁や石積などの外構が土地と建造物を良好に保全している。屋敷の南は式台玄関を有した本棟造の主屋を中心に江戸後期以降の付属建物が建ち並び、屋敷の北に墓所や供養塔群が残り、全体として地域の歴史を雄弁に示すものとして、歴史上重要である。

主屋は、前身である地域特有の民家の一部を利用して、発展的に変容して本棟造の形態に到達したことが判明しており、県内の民家形式の系譜や変遷を知る上で学術的に貴重な存在といえる。その発展的な変容については、今後の建築学的な究明が待たれる。

以上のように、小町谷住宅は、歴史上重要であり、かつ学術上重要なものであり、本棟造の主屋とともに各種の蔵や門を含めた附属の建造物、屋敷構えをつくる土塁や石積、墓所や供養塔群の石造物を併せて指定し、屋敷全体の保存を図る。

8 調査者氏名

土 本 俊 和

9 現地調査日

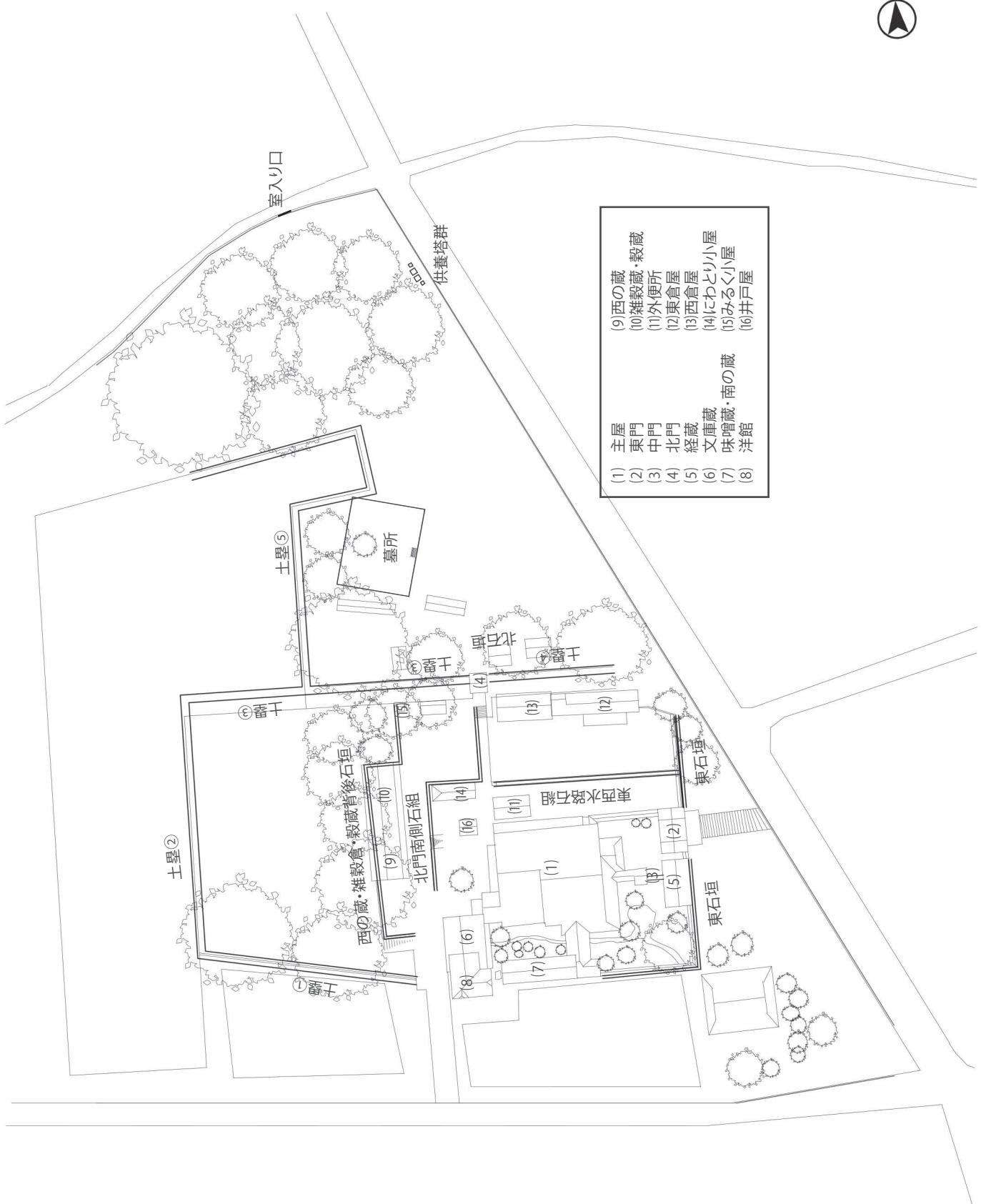
土本研究室	平成30年 (2018) 5月 4日
同	平成30年 (2018) 5月24日
同	平成30年 (2018) 6月 2日
同	平成30年 (2018) 6月21日
同	平成30年 (2018) 6月27日
同	平成30年 (2018) 12月 1日
長野県教育委員会・駒ヶ根市教育委員会	令和4年 (2022) 5月21日
土本研究室	令和 4年 (2022) 7月22日
同	令和 4年 (2022) 8月27日
同	令和 4年 (2022) 9月 9日
長野県教育委員会・同文化財保護審議委員	令和 4年 (2022) 9月15日
土本研究室	令和 4年 (2022) 9月23日
同	令和 4年 (2022) 10月22日
同	令和 4年 (2022) 11月 5日

参考資料・文献

- ・本多修「くらその他」(『日本民俗学大系 生活と民俗(1) 第6巻』平凡社、101-132 頁、1958 年)
- ・細川隼人『立川流の建築』(諏訪史談会、1972 年)
- ・伊澤和馬『石仏師守屋貞治』(信濃路出版、1986 年)
- ・小川直之「倉くら」(『日本大百科全書7』小学館、583-584 頁、1986 年)
- ・駒ヶ根市編さん室編『駒ヶ根市誌 近世編』(駒ヶ根市、1992 年)
- ・駒ヶ根市教育委員会編『駒ヶ根市の民家』(駒ヶ根市教育委員会、1992 年)
- ・金澤雄記『飯田・下伊那地域における本棟造の悉皆的調査研究』(第一住宅建設協会、2010 年)
- ・井口章、中島元博、中原宣彦、原猛、原啓吾、宮脇正美「VIII 考古 駒ヶ根市南割「小町谷家」の調査(1)～地表面観察による現存遺構の把握～」(『上伊那教育委員会研究紀要』40 集、VIII-1-1～VIII-1-18 頁、2019 年)
- ・中村二志、星野正明、池上篤、間宮阿武呂、倉田優、北原利雄「X 民俗 小町谷屋敷墓の研究」(『上伊那教育委員会研究紀要』40 集、XII-1-1～XII-1-12 頁、2019 年)
- ・土本研究室編『令和2年駒ヶ根市小町谷章家住宅』(信州大学工学部建築学科土本研究室、2020 年)
- ・稻垣航『小町谷家住宅における本棟造り民家の変容考察』(信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻建築学分野修士論文、2021 年)
- ・前田育真『駒ヶ根市小町谷章家の歴史的価値の位置付け』(信州大学卒業論文、2023 年)

【位置図】小町谷家住宅(駒ヶ根市)





小町谷家住宅 写真



小町谷家住宅 主屋東側外観 (2018年撮影)



小町谷家住宅 主屋西側外観 (2018年撮影)



小町谷家住宅 東門東側 (2018年撮影)



小町谷家住宅 東門西側 (2018年撮影)



小町谷家住宅 経蔵東側 (2022年撮影)



小町谷家住宅 文庫蔵東側 (2022年撮影)



小町谷家住宅 洋館南側 (2018年撮影)



小町谷家住宅 西の蔵・雑穀倉・穀蔵南東側 (2022年撮影)

長野県宝等候補物件調査票

1 種 別 建造物

2 名 称 (員数) 下諏訪本陣岩波家住宅 (建造物: 9棟、土地1)

3 所在地 長野県諏訪郡下諏訪町横町3492

4 所有者 岩波 尚宏

5 管理者 同 上

6 現 状

(1) 沿革

岩波家は、もともと小笠原氏の出とされ、二木氏と称した。のちに小県郡岩波郷に住み、郷名に因んで岩波氏と称し、鼻祖を本忠といい、三代八右衛門まで小笠原氏に仕え、その弟尚志のとき諏訪氏に仕え徒士となり、御用部屋書役をつとめ、上金子村に住んだとされる。元禄5年(1692)12月3日、それまで本陣をつとめていた小口弥右衛門の欠所により、17代太左衛門(尚方)が下ノ諏訪本陣の命を受けた。以来、明治維新まで太左衛門を襲名した。

文化元年(1804)には楽宮、文久元年(1861)の23代太左衛門(尚徳)のときには皇女和宮が宿泊した。文久元年の絵図から「泉水」(「泉水石組」)の存在を確認できる。

明治維新を迎えた24代太左衛門(尚一)のとき、本陣がとかれる。その後、近代的な生業に着手する。明治10年(1877)、製糸業に取り組み始める。26代太左衛門(伯太)のとき、東洋電球と極東商事を起業した。以後、27代太左衛門(尚義)を経て、現在の当主である28代太左衛門(尚宏)に至っている。

本陣をとかれたとはいえ、本陣としての風格は維持され続けた。明治13年(1880)、明治天皇御小休のところとなった。

明治18年(1885)、屋敷の南側が分家となった。その後、「本家」と「分家」の土地が明確に分割された。「本家」に当たる岩波家は、その後、三世代にわたる甚大な努力により、譲り受けた屋敷構えを良好に伝えている。

主屋を中心とする建築遺構群と泉水庭園を中心とする外構は、文化財的価値を保って、継承されてきた。昭和61年(1986)ころから泉水庭園と座敷を中心に公開され、今日に至っている。

(2) 構造形式ほか

2-1 建造物 (9)

- 主屋…しゅおく 桟瓦葺及び金属板葺・切妻妻入、木造真壁造、正面梁行8間半・背面梁行3間、南側桁行6間、北側桁行7間半、総建坪58坪、本棟造から発展した本陣建築で一部近代に整備[享和元年(1801)以前の江戸後期]
- 表門おもてもん (潜戸・袖壁付) …銅板葺及び金属板葺・切妻平入、門間口1間半、木造薬医門 [享和元年(1801)以前、明治18年(1885)以降に現在の位置に移動]
- 横門よこもん (控柱付・板扉付) …銅板葺・切妻平入、門間口1間1尺、木造棟門[享和元年(1801)以前]
- 裏門 (板扉付) …銅板葺・切妻・平入、門間口1間、木造棟[文久元年(1861)以前の江戸後半、明治18年(1885)以降に現在の位置に移動]
- 書庫しょこぐら 蔵…銅板葺・切妻平入、桁行2間半・梁行2間、木造土蔵造 [享和元年(1801)以前の江戸後期]
- 炭蔵すみくら …銅板葺・切妻平入、桁行1間2尺、梁行1間半、木造土蔵造 [明治18年(1885)以降の明治後期]
- 一の蔵・二の蔵…いちくらにくら 桟瓦葺・切妻平入、桁行5間半 (一の蔵:間口2間半、二の蔵:間口3間)・梁行3間、木造土蔵造[享和元年後・文化元年前(1801-1804)の江戸後期]
- 味噌蔵…みそくら 金属板葺・切妻平入、桁行3間・梁行2間、木造土蔵造[享和元年後・文化元年前(1801-1804)の江戸後期]
- 春日神社…かすがじんじや 銅板葺・切妻妻入、梁行1間・桁行1間、木造真壁造) [文化元年後・文久元年前(1804-1861)の江戸後期]

2-2 土地 (1)

- 泉水石組 1群 他、別紙図面参照 [天保9年後・文久元年前(1838-1861)の江戸後期]

(3) 建築年代

- [享和元年(1801)以前の江戸後期]主屋、横門 (控柱付・板扉付)、書庫蔵
- [享和元年(1801)以前、明治18年(1885)以降に現在の位置に移動]表門 (潜戸・袖壁付)
- [享和元年後・文化元年前(1801-1804)の江戸後期]一の蔵・二の蔵、味噌蔵、春日神社
- [文久元年(1861)以前の江戸後半、明治18年(1885)以降に現在の位置に移動]裏門(板扉付)
- [明治18年(1885)以降の明治後期]炭蔵

(4) 建物の変遷

現存する建築遺構の最古のものは、実測調査の結果に加えて岩波家に保存されてきた絵図から判断して、享和元年を遡る。樂宮や皇女和宮が来訪するなどの大きな出来事に先立って、屋敷の全貌が確認されるとともに、動線が検討され、必要に応じて整備が実施された。泉水石組が絵図に「泉水」と

記されるのは皇女和宮が来訪した文久元年(1861)である。この文久絵図には、泉水に面して現存の間取りの座敷が描かれ、庭を広く見渡すための、隅木受け柱のみで軒を支える廻縁もすでに完成している。いわば「近代和風」の源流的な意匠が中山道でも「都会」とされた下諏訪宿に出現していたことになる。

近代に入ると、明治13年(1880)に明治天皇をこの座敷に迎えるが、この時の着席順位を示す絵図は、建物も泉水も文久絵図とほぼ同じ状況を示している。明治18年(1885)、「芝吉様」が「本家」から分家した。その後を示す図(「明治26-27年ころ横町の復元図(吉田耕平作図)」)は「岩波本家」と「春日亭料理」を一つの区画の中に描く。この時期、「本家」と「分家」は、異なる生業を営んでいるといえるが、土地の明確な分割は窺えない。その後しばらくして屋敷は二分された。

昭和15年(1940)2月10日には、明治天皇御小休所となっていたことを受け、「明治天皇下諏訪御小休所」として「史蹟」文化財指定を受けた。戦後、GHQにより昭和23年(1948)6月29日、指定解除になった。『官報』(6435号、205-208頁、昭和23年6月29日)によると、計377件がこのときに指定解除になった。これらのうち、明治天皇聖蹟であった旧本陣について見ると、旧本陣8件が指定解除になった。その後を調べると、8件すべてが何らかの指定を受け直していたことがわかる。重複を含めて枚挙すると、国指定重要文化財1件、国指定史跡3件、県指定文化財2件、町指定文化財2件である。以上の中の町指定文化財2件の一つが「下諏訪宿本陣遺構」に当たる。すなわち、昭和47年(1972)2月23日、「下諏訪宿本陣遺構」として下諏訪町文化財史跡指定を受けた。

屋敷が分割された後、「本家」に当たる屋敷は、27代太左衛門(尚義)の妻及び28代太左衛門(尚宏)の多大な尽力により屋敷は一体的に保全された。結果、主屋を中心とする現在の屋敷構えは下諏訪宿の中で奇跡的に遺った。現在の岩波家住宅は、近代以降の激動を経た稀有な場所である。

令和元年(2019)の県文化財保護審議会で、岩波家の泉水庭園が話題にあがり、庭園の調査が行われ、さらに建造物を含む調査へと引き継がれ、今日に至っている。

岩波家住宅は、「本家」として受け継いだ屋敷の全貌の保全につとめつつ、必要に応じて整備を施した。すなわち、近世に形づくられた屋敷の北側を受け継ぎ、その中の主屋と泉水石組を中心にそのほか附属建物を受け継いだ。特に主屋をとりまく空間は、近世に形作られた本棟造と泉水石組を原形としながら、近代に入ってさらに発展した建築であるといえる。

以下、屋敷の中の建造物の個々の成り立ちを記す。その根拠は、主に岩波家に所蔵されている一連の絵図である。

- ① 「老中牧野様に差上げ之図面」享和元年(1801)の絵図
さぎのみや
 - ② 「樂 宮様御下向」文化元年(1804)の絵図
かげのみや
 - ③ 「和 宮様御下向」文久元年(1861)の絵図(『下諏訪町誌 下巻』402頁所収)
 - ④ 「明治天皇御小休」明治13年(1880)
 - ⑤ 「芝吉様」が「本家」から分家)明治18年(1885)の絵図
しばきち
- 以上、岩波家所蔵資料のほか、以下がある。
- ⑥ 明治10年(1877)の絵図(小林茂樹『写真が語る下諏訪の百年』(ヤマダ画廊、29頁、1979年)

⑦ 明治 18 年(1885)の絵図

⑧ 「明治 26-27 年ころ横町の復元図 (吉田耕平作図)」(同『写真が語る下諏訪の百年』同、52 頁、1979 年)

「主屋」は、享和元年(1801)の絵図と照合すると、現在の「主屋」から後に切り離された「離れ」の棟の位置から、享和元年の姿の棟の位置がわかる。また、現存する「主屋」の中の 19 本の柱の位置が享和元年(1801)の絵図と合致する。以上から、「主屋」は、享和元年(1801)を遡る江戸後期の建築である。さらに、「主屋」は、文久元年(1861)の絵図と照合すると、この棟の位置の両側の柱のうち 59 本の配置が合致する。特に、「泉水石組」に面している「一の間」と「二の間」については、柱の位置がほとんど合致する。このことは、藤島亥治郎が『町家歴訪』で記したように、「一の間」と「二の間」からなる「奥座敷は庭と共に 1801 年から 1861 年の間に造られたこと」を示している。さらにまた、享和元年(1801)の絵図と文久元年(1861)の絵図の双方に合致する柱は、「主屋」の中に 14 本ある。以上から、現存遺構である「主屋」は、享和元年を遡る建築であり、その奥座敷は享和元年(1801)から文久元年(1861)の間に「泉水石組」の整備と連動して整備されたと判断することができる。

なお、現在の棟の位置は、当初のこの棟の位置から北側に移されながら一段と高くされている。加えて、その北側の下に下屋が付加されているが、これは二階に座敷を設けるためであった。また、表側が切り取られて「離れ」へ曳家された。これは、表門から主屋に至るまでのアプローチ空間を整備するためであった。このように、「主屋」は、享和元年を遡る江戸後期の建築で、その中の奥座敷が享和元年(1801)から文久元年(1861)の間に「泉水石組」とともに整備され、近代に入ってからさらに発展して現在の姿を得た建築であるといえる。

「表門」は、南側が分家になった明治 18 年(1885)以降に現在の位置に移った。享和元年の絵図に記されており、現存遺構から見て、享和元年以前の江戸後期の建築である。

「横門」は、享和元年の絵図に記されており、現存遺構から見て、享和元年以前の江戸後期の建築である。

「裏門」は、明治 18 年以降に現在の位置に移った。文久元年の絵図に記されている点から、文久元年以前の江戸後期の建築である。

「書庫蔵」は、享和元年の絵図に記されていることから、享和元年以前の江戸後期の建築である。

「書庫蔵」に付随する「炭蔵」は、現存する絵図から推して明治 18 年以降の明治後期の建築である。

「一の蔵・二の蔵」は、一の蔵と二の蔵が互いに界壁と屋根を共にする一棟である。享和元年の絵図に見えず、文化元年の絵図に見えるので、享和元年後・文化元年前の江戸後期の建築である。

「一の蔵・二の蔵」より一段高い土地にたつ「味噌蔵」も、享和元年の絵図に見えず、文化元年の絵図に見えるので、享和元年後・文化元年前の江戸後期の建築である。

「春日神社」は、文化元年の絵図に見えず、文久元年の絵図に見えるので、その間の建築である。現在は「春日神社」の扁額があるが、絵図は「社」と記す。

「泉水石組」は、文化元年の絵図に見えず、文久元年の絵図に見えるので、文化元年後・文久元年前の江戸後期の築造である。さらに、本陣にて庭を造るとの文言(「日嘉恵雜記帳 上」天保 9 年条「天保九年戊戌二十五才 慈雲寺又本陣ニ而庭を専ら造、是へ多分出候」、「日嘉恵より拾い出し帳」天保

9年条「天保九年戊戌廿五才 又本陣ニ而庭を造間慈雲寺ニ而も専ら造候、又当方參上出候」、『中村勝五郎日記』下諏訪町立博物館寄託) から、天保9年(1838)からの築造であることがわかる。つまり、「泉水石組」は、天保9年から着手され、文久元年には完成していた。なお、この「泉水石組」と連動して造られた慈雲寺の庭は、『中村勝五郎日記』から、前年の天保8年から着手されていたことに加えて、天保7年に大飢饉がこの地域にあったことがわかる。

この築造は、「泉水石組」に面した「主屋」の座敷と連動した整備であった。この整備は、皇女和宮の来訪に先立ち、さらに、明治13年(1880)の明治天皇来訪に先立つものであった。中山道における文化情報の多様な交流の中で、一流の庭園空間が江戸後期に完成していた。この「泉水石組」は、緊張感や迫力が求められる寺の泉水庭園と対照的に、落ち着きが重要である本陣の雰囲気を醸し出している。静寂な庭が奥座敷に面して現在に伝えられ、良好に保全されている。

屋敷を全体として見ると、旧本陣を原形としながら、明治維新前をむかえる前にいくたびか整備が見られた。本陣をとられた明治維新後も本陣としての風格を保つつ、さらに南側が分家になった後も、その風格が保たれた。主屋、特にその奥座敷とそれに面した泉水石組を核として、表から裏へと少しづつ高くなる地形に附属建物を配することで、建築と庭園が優美に調和した構成が形づくられ、今日に至っている。

7 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

長野県宝の指定基準 (7) 建造物

(ウ) 歴史上重要なものの、(エ) 学術上重要なもの

(2) 指定理由

岩波家は、もともと小笠原氏の出とされ、小県郡岩波郷に住んで岩波氏と称した。少なくとも江戸中期からは諏訪大社門前の現在地に居住し、元禄5年(1692)には下ノ諏訪本陣の命を受け、明治維新まで太左衛門を襲名してきた。その間、文化元年(1904)には楽宮、文久元年(1861)には皇女和宮が宿泊された。明治維新後は製糸業などの事業にも取り組み、本陣としての風格を維持してきた。その後、屋敷は分割されたが、「本家」に当たる岩波家は、江戸時代の屋敷構えを良好に受け継がれている。

屋敷は、西を正面とする主屋を核として、表門、横門、裏門があり、主屋の周囲に書庫蔵、炭蔵、一の蔵・二の蔵、味噌蔵などの収納施設が配されている。主屋は木造一部二階建、切妻造妻入、桟瓦葺及び金属板葺で、享和元年(1801)以前の江戸後期の建築と考えられ、二階などの増築部は近代であるが、座敷などは上質の数奇屋風の意匠である。各門や各蔵も江戸後期から末期の建築である。主屋の南から東にかけては泉水石組の庭園が築かれているが、屋敷図から文化元年から文久元年までに築かれたと考えられる。主屋の深く軽快な土庇とゆったりした庭園は近世らしい洗練された空間をかたちづくっている。

下諏訪本陣岩波家住宅は、近世の本陣を原形として近代の住居様式に変化してきたが、近世後期から末期の建造物で構成されており、近世の屋敷の様相を今日に伝えている。主屋は、近世から承

け継いだ本陣としての風格を保ちつつ、近代らしい増改築が施され、近世に近代が加わってかたちづくられた建築といえ、歴史上重要であり、かつ学術上重要である。

主屋を中心とする屋敷構えは、本陣の役割を終えた明治維新以降も、生業と生活が一体となって連綿と保存されており、住宅史における価値はすこぶる高い。格調の高い泉水石組庭園と一体となつた主屋を中心として指定し、屋敷全域の保存を図る。

8 調査者氏名 土 本 俊 和

9 現地調査日

土本研究室	令和元年 (2019) 8月21日
同	令和元年 (2019) 8月25日
同	令和元年 (2019) 8月26日
同	令和元年 (2019) 9月17日
同	令和元年 (2019) 9月19日
同	令和元年 (2019) 12月23日
同	令和4年 (2022) 6月 8日
同	令和4年 (2022) 6月 9日
同	令和4年 (2022) 6月21日
同	令和4年 (2022) 6月30日
同	令和4年 (2022) 7月 1日
同	令和4年 (2022) 7月 5日
同	令和4年 (2022) 8月 2日
同	令和4年 (2022) 8月26日
同	令和4年 (2022) 9月 1日
同	令和4年 (2022) 9月 2日
県教育委員会・県文化財保護審議会	令和4年 (2022) 9月15日
土本研究室	令和4年 (2022) 9月19日
同	令和4年 (2022) 10月 8日
同	令和4年 (2022) 10月31日
同	令和4年 (2022) 12月18日
同	令和4年 (2022) 12月28日
	令和5年 (2023) 1月11日

参考資料・文献

1. 絵図史料ほか

- ・享和元年以前の絵図(年代不明)：岩波家所蔵
- ・享和元年(1801)の絵図「老中牧野様に差上げ之図面」：岩波家所蔵

- ・文化元年(1804)の絵図「樂 宮様御下向」
さぎのみや
かずのみや
- ・文久元年(1861)の絵図「和 宮様御下向」: 岩波家所蔵、『下諏訪町誌 下巻』402頁)
- ・明治10年(1877)の絵図: 小林茂樹『写真が語る 下諏訪の百年』(ヤマダ画廊, 1979)
- ・明治13年(1880)の絵図: 岩波家所蔵、明治天皇「御小休」
- ・明治18年(1885)の絵図: 岩波家所蔵: 赤字が本家、黒字が分家(「芝吉様」が「本家」から分家)
- ・「明治26-27年ころ横町の復元図(吉田耕平作図)」(小林茂樹『写真が語る 下諏訪の百年』ヤマダ画廊、1979年) 30頁

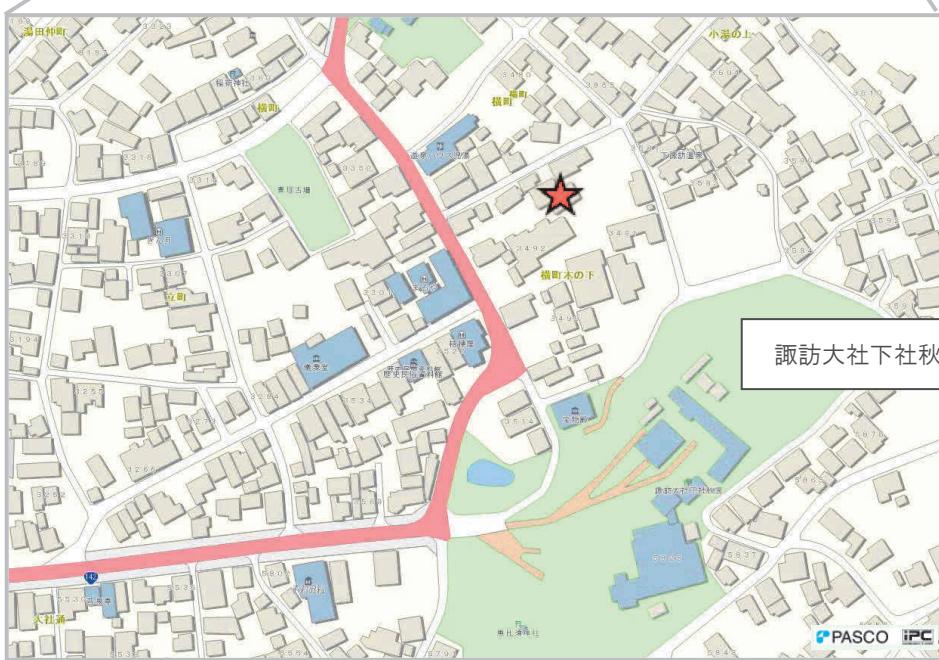
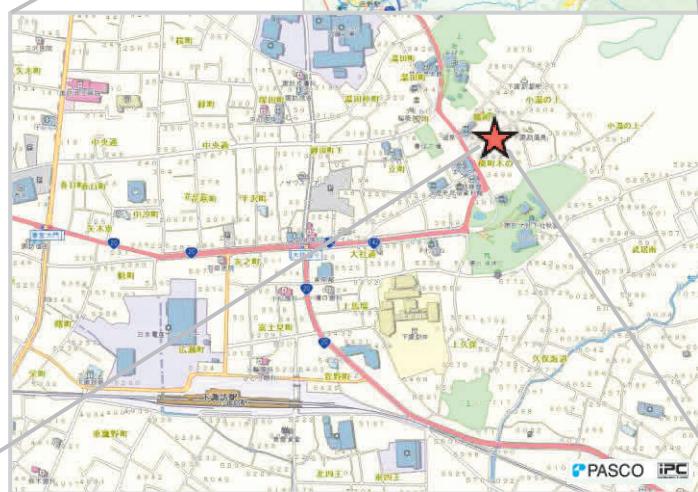
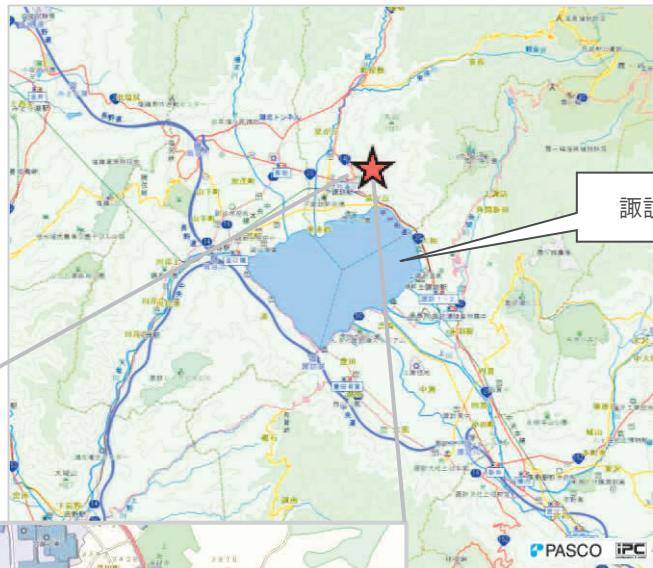
2. 『中村勝五郎日記』(下諏訪町立博物館寄託)

- ・「日嘉恵雜記帳 上」明治34年5月編(文化11年-明治34年)
- ・「日嘉恵雜記帳 下」明治41年編(明治19年-明治41年)
- ・「日嘉恵より拾ひ出し帳」明治40年編(文政5年-明治4年頃)
- ・「萬日嘉恵帳」明治33年合本(万延2年-明治7年)

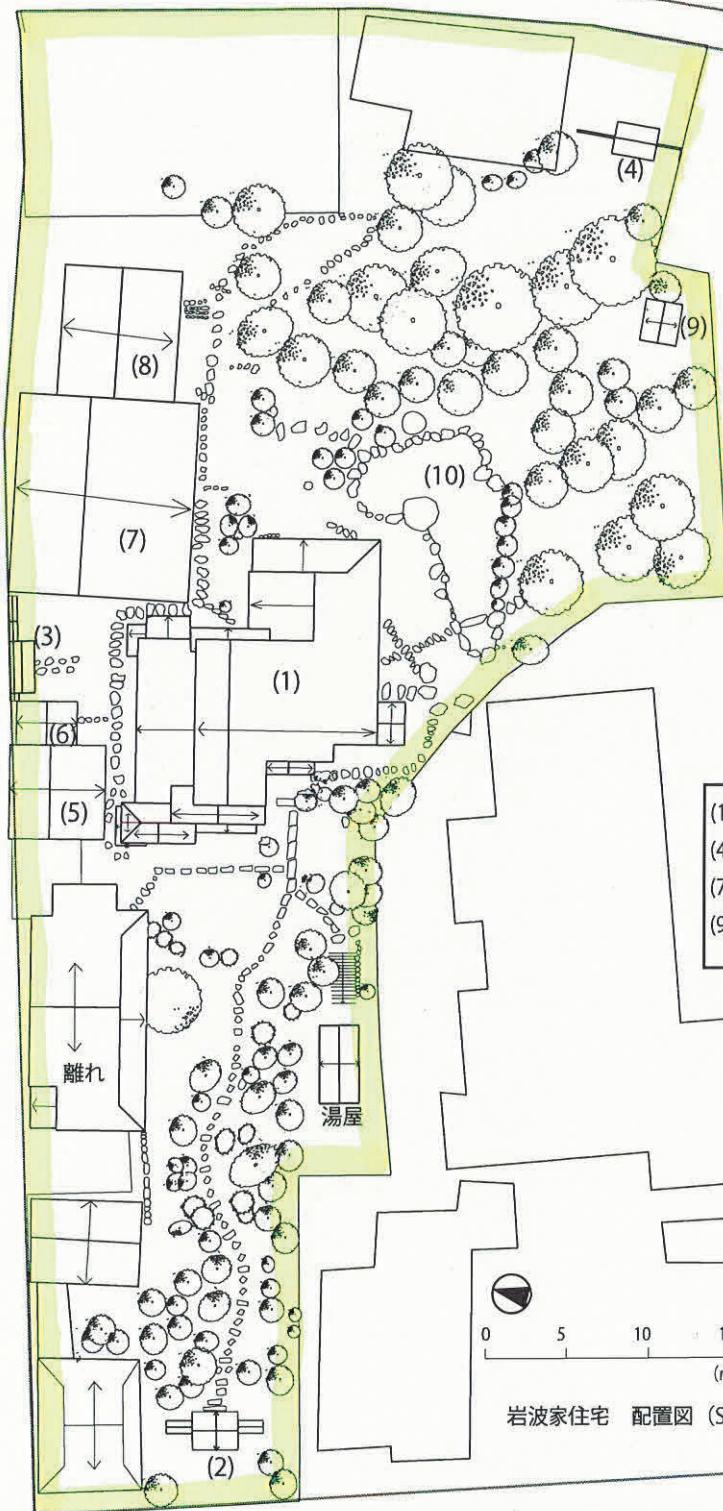
3. 刊本ほか

- ・「岩波氏」(飯田好太郎『諏訪史料名家系譜』(歴史図書社、pp. 529-539、1977年、「底本 岩波氏族譜」明治16年、岩波貞邦(岩波家古文書))
- ・下諏訪町監修・下諏訪町誌編纂委員会編『下諏訪町誌 下巻』(甲陽書房、1969年)、「小口弥右エ門」(399-400頁)、「岩波太左エ門」(400-401頁)
- ・藤島亥治郎、藤島幸彦『町家歴訪』(学芸出版社、1993年)
- ・藤島亥治郎『中山道一宿場と途上の踏査研究』(東京堂出版、1997年)
- ・小林茂樹『写真が語る 下諏訪の百年』(ヤマダ画廊, 1979年)
- ・『長野県宝 旧芦田宿本陣土屋家住宅修理工事報告書』(土屋省吾、2012年)
- ・松浦弘樹『下諏訪宿における本陣岩波家の歴史的価値の位置付け』信州大学卒業論文、2020年
- ・下諏訪町文化財専門委員会編『改訂 下諏訪町の文化財』下諏訪町教育委員会、2013年
- ・日下博瑛『近世本陣の現状並びに観光客の動向から一策定する下諏訪宿本陣岩波家住宅の利活用案一』信州大学卒業論文、2023年
- ・太田真貴『下諏訪宿本陣における岩波家住宅の建築史的考察』信州大学修士論文、2023年

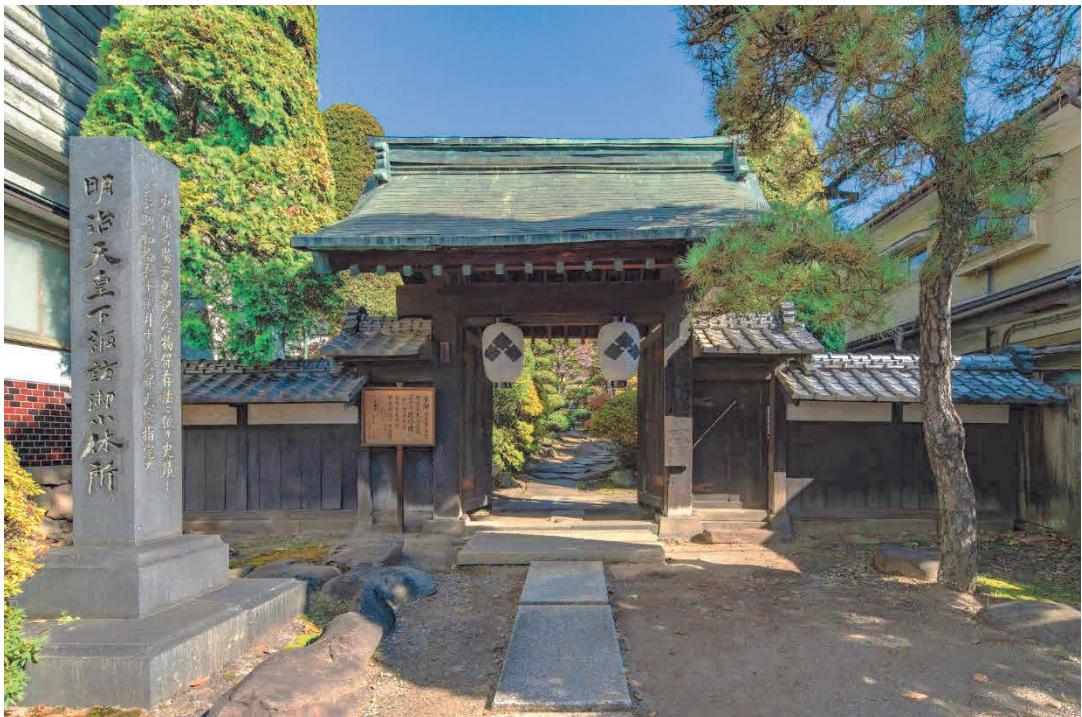
【位置図】下諏訪本陣岩波家住宅(諏訪郡下諏訪町)



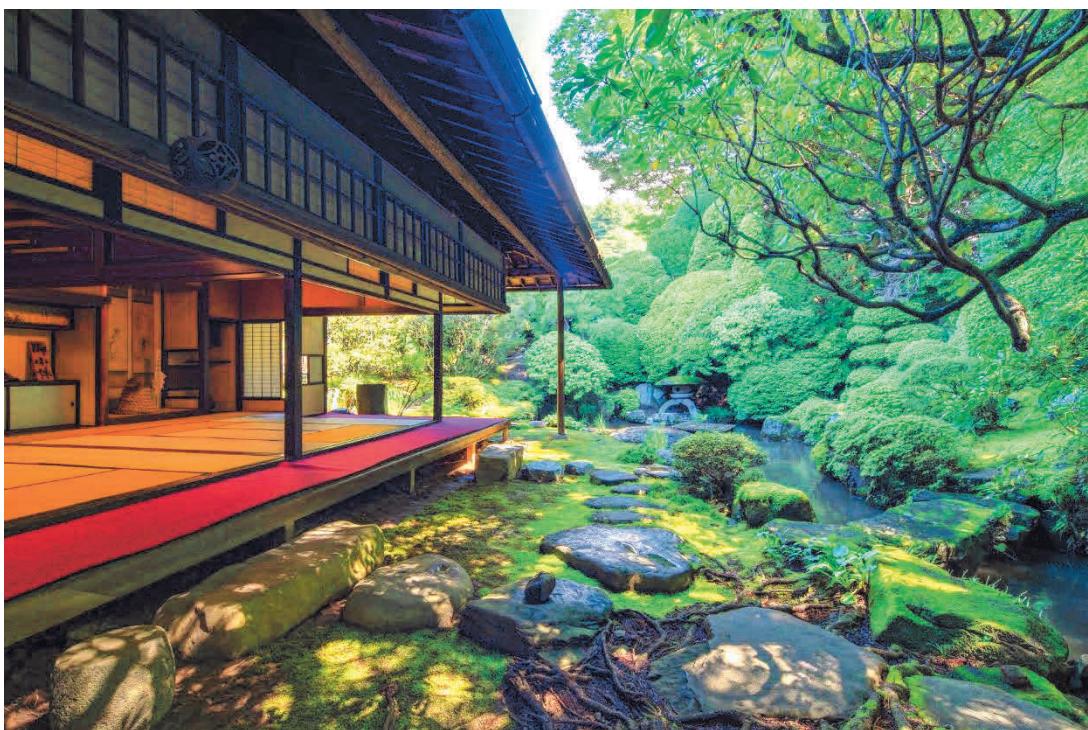
岩波家住宅 配置図



下諏訪本陣岩波家住宅写真



表門西側外観



主屋南側外観と泉水石組



主屋東側外觀



主屋玄関と当時の宿札

長野県宝候補物件調査票

1 種別 歴史資料

2 名称 小田切家所蔵高遠城二ノ丸廄稻荷本殿・上家及び奉納品類

3 品数 106 点

4 所在地 上伊那郡宮田村 5833 番地

5 所有者 小田切 康彦

6 管理者 同 上

7 年代 江戸時代～明治時代初期

8 概要と特色

(1) 概要

版籍奉還後、知藩事となった旧高遠藩8代当主内藤頼直は、明治4年（1871）城内の武器・武具等を旧領内の神社に奉納し、明治5年には献金等の功績のあった旧藩士や旧領民等に武具等が下賜されたといわれている。他方、高遠城の門や建物の多くも、明治5年10月に競売にかけられ、明治6年1月には高遠城は廃城となった。廄稻荷は、高遠城二ノ丸に所在した御廄の守神として同所に鎮座していたが、高遠藩に天保9年（1838）以来、御廄に勤役し、安政2年（1855）には「小頭」、明治3年には「肝煎」に着任した中越村（現、宮田村）小田切家の屋敷地内に勧請された。あわせて、廄稻荷に江戸時代を通じて奉納された幟等の関連する奉納品とともに小田切家に渡された。その時期は、明治5年（1872）2月、兵部省が高遠城（本丸・二ノ丸）を受けとった後であり、稻荷社本殿に現存する木札「奉勧請 明治五申 三月十日」に記された、明治5年3月と推定される。廄稻荷の祭礼は、以後、現在に至るまで小田切家が執っている。

稻荷社本殿は桁行一間（身舎正面柱間303mm）、梁間一間、正面向拝付きの一間社流造、柿葺である。身舎正面及び両側面の三方に搏縁を廻らし、両袖に笠木を載せた脇障子を、向拝前方には浜縁を設けている。上家は桁行一間、梁間一間、切妻造、妻入、桟瓦葺である。稻荷社本殿は築年代が不明であるが、上家が、束の墨書から文化9年（1812）の再建と判断できることから、それ以前の建築物と推定できる。

また、御神体（和鏡）、稻荷狐、神札入れ、燭台、鰐口、絵馬、神社幕、幟、鈴、獅子頭、矢、法螺貝、太鼓、馬具、旗指物等、廄稻荷の祭礼に関わると考えられる奉納品類が39種、104点が一括して残されている。これらのような日常的な信仰に関わる品物は、劣化により廃棄されることが多いが、二百年前後もの間当初の状態で、かつ一括で残されていることは極めて稀な例であり、高遠城内祭祀・信仰の様

相を知る上でも極めて貴重なものと評価できる。

（2）候補物件の評価

高遠城廃城にともない、城郭内に所在した建造物等の多くが失われた中にあって、二ノ丸に存在した御廄に祀られていた稻荷社とその奉納品等が、まとまって御廄に勤役した家に伝來したことの歴史的意義は大きい。高遠城の歴史を伝えるのみならず、廄稻荷に対する藩士等の信仰のあり方を知ることのできる貴重な歴史資料として極めて価値が高い。

9 指定基準および理由

（1）指定基準

第1 長野県宝の指定基準

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「条例」という。）第4条第1項に定める重要なものとは、県の歴史又は文化を知る上に必要なもので、次に掲げるものとする。

（6）歴史資料

ア 政治、経済、社会、文化等の各分野において、歴史上重要な事象に関する遺品のうち学術上重要なもの

ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術上重要なもの

（2）指定理由

・高遠城内御廄の鎮守社として伝わる物件であり、近世武家の信仰文化を今に残す貴重な文化財である。

・国史跡高遠城跡に所在した本資料は、高遠藩や高遠城の歴史を理解する上で極めて貴重である。

10 調査者及び調査日 吉田ゆり子 令和5年1月31日

11 指定後の保存と活用について

- ・所蔵者である小田切家において、これまでどおり保存・管理を行う
- ・年に1度の祭礼時に合わせ、引き続き纖維製品類は虫干しを行うとともに、県の文化財パトロールや村の文化財担当者によって、定期的に状態を観察する
- ・企画展や特別展等で奉納品類の一部を公開するとともに、年に1回程度、稻荷社の現地公開や見学会・説明会等を行う

12 註及び参考文献

- ・宮田村指定有形文化財（平成26年12月17日指定、名称「小田切家所蔵高遠城二ノ丸廄稻荷本殿・上家及び奉納品類」、員数96点、平成27年12月7日13点追加指定、員数109点）
- ・平成28年3月4日、文化財保護審議会としての現地調査を実施（吉田委員及び事務局）
- ・令和3年11月18日、文化財保護審議会としての現地調査を実施（吉田委員及び松崎委員、事務局）
- ・令和5年1月31日、文化財保護審議会としての現地調査を実施（吉田委員及び事務局）
- ・参考文献

宮田村教育委員会『長野県上伊那郡宮田村 小田切家所蔵高遠城二ノ丸廄稻荷本殿・上家及び奉納品類 一宮田村指定有形文化財調査報告書一』 2022年

宮田村誌編纂委員会『宮田村誌』上巻、1982年

高遠町教育委員会『高遠城跡ガイドブック』2006年

別表

id	名称	員数	数え方	細目	備 考	法量	収納場所
1	いなり しゃほんでん 稻荷社本殿	1	棟			身舎正面柱間30.3cm・側面柱間51.0cm	上家内
2	いなり しゃうわや 稻荷社上家	1	棟		(束墨書)「文化九壬申年二月初午遷宮上家再興也 高田甚太夫 高田九八郎 伊藤孫治 大工斧右衛門」	高さ260.0cm・最大幅326.0cm・奥行286.0cm	新設の覆屋内
3	ごしんたい 御神体	1	点		(柄銘文・表面)「御厩賄 山下儀平治 池上市右衛門」(柄銘文・裏面)「天保七丙申年二月初午」	直径14.0cm・高さ(柄を含む)22.0cm・総高(台座含む)26.0cm	本殿内
4	しんがく 神額	1	点		「正一位 稲荷大明神 三惇澤 拝書(印)」	高さ31.0cm・幅19.8cm・厚さ5.0cm	
5	きふだ 木札	1	点		(表面)「正一位稻荷大神」 (裏面)「奉勸請 明治五申年三月十日」	高さ13.0cm・幅4.8cm・厚さ0.7cm	
6	いなり きつね 稻荷狐	2	体		木製、表面の黒漆また膠材剥落甚し、墨書等なし	高さ16.3cm・台座幅7.2cm・台座奥行9.8cm	
7	いなりきつねしゅうのうば 稻荷狐収納箱	1	点		木製・観音開戸、(左側面墨書) 「阿(河カ)左忠(中カ)」	高さ40.0cm・幅28.0cm・奥行18.0cm	
8	しんさつい 神札入れ	1	点		木製・観音開戸、内部二室、右室板表面神札貼付「□神樂御祈祷 □度御祓大麻 御師中西高嶋大夫 権禰宜從四位 渡会神□」(□は木箱に隠れ読めず)	高さ45.0cm・最大幅44.0cm・奥行11.0cm	
9	しょくだい 燭台	2	点	(1)	木製、(柱墨書) 「寶納 文化[]」、本殿左側	総高約61.0cm 上台:幅約20.0cm・奥行約20.0cm 下台:幅約21.5cm・奥行20.0cm 柱:直径約3.8cm	上家内・本殿脇
				(2)	木製、(柱墨書) 「寶納 []」、本殿右側	総高約61.0cm 上台:幅約20.0cm・奥行約20.0cm 下台:幅約21.5cm・奥行20.0cm 柱:直径約3.8cm	
10	あんどんほねぐ 行燈骨組み	3	点	(1)	木製、下部中央に横木	高さ52.3cm・幅20.0cm・奥行12.0cm	
				(2)	木製、下部中央に横木	高さ50.0cm・幅21.2cm・奥行13.1cm	
				(3)	木製、下部中央に横木	高さ36.5cm・幅20.0cm・奥行12.0cm	
11	わにぐち 鰐口	1	点		青銅製、(背面)「奉納 御厩 小頭 中越邑」・「小田切氏」(小頭在任期:安政2年~明治3年)	高さ11.3cm・最大幅12.7cm・厚さ4.0cm	上家中央・梁吊下
				(1)	小田切氏奉納絵馬、子供と絵馬の図、長方形、表面硝子板保護、(墨書)「願主小田切氏」、上家梁中央	高さ29.0cm・幅59.0cm	上家梁・奥壁釘打付(別図)
				(2)	内藤頼直公奉納絵馬、亀と松と川の図、五角形家型、(墨書)「奉納」「嘉永四年」「十一月」「内藤孝吉藤原頼直」、頼直11歳	最大高(枠含む)36.0cm・最大幅(枠含む)59.2cm・最大幅(長方形部分)45.5cm	檜箱に収納し上家内・本殿脇に安置
				(3)	植物が描かれた絵馬、五角形家型、表面硝子板保護、(墨書)「奉納」「万延元□四月」「敬白」、風化甚大	最大高(枠含む)33.0cm・最大幅(枠含む)67.5cm・最大幅(長方形部分)47.5cm	

別表

id	名称	員数	数え方	細目	備 考	法量	収納場所
12	えま 絵馬	13	点	(4)	馬の絵馬、五角形家型、表面硝子板保護、(墨書)「奉納」、風化甚大	最大高(枠含む)34.5cm・最大幅(枠含む)63.6cm・最大幅(長方形部分)60.0cm	上家梁・奥壁 釘打付(別図)
(5)	画題不明、長方形、(墨書)「奉納已年男」「二月初午」、風化甚大	高さ20.0cm・幅36.6cm					
(6)	牡丹の絵馬、五角形家型、(墨書)「奉納」「嘉□四□」「二月初午敬白」、風化甚大	最大高(枠含む)31.5cm・最大幅(枠含む)54.0cm・最大幅(長方形部分)40.0cm					
(7)	馬の絵馬、五角形家型、表面硝子板保護、(墨書)「奉納」「天保九戌戌年」「二月初午 敬白」、風化甚大	最大高(枠含む)33.0cm・最大幅(枠含む)59.0cm・最大幅(長方形部分)46.0cm					
(8)	稻荷狐の絵馬、五角形家型、表面硝子板保護、(墨書)「奉納」「□(弘力)化三丙午年」「二月初午敬白」	最大高(枠含む)32.0cm・最大幅(枠含む)56.0cm・最大幅(長方形部分)43.7cm					
(9)	石榴と雀の絵馬、五角形家型、表面硝子板保護、(墨書)「奉納」「弘化五戊申年」「初午 敬白」	最大高(枠含む)39.4cm・最大幅(枠含む)54.0cm・最大幅(長方形部分)45.5cm					
(10)	馬の絵馬、五角形家型、(墨書)「奉納」「□□□年」「敬白」	最大高(枠含む)24.0cm・最大幅(枠含む)40.0cm・最大幅(長方形部分)29.6cm					
(11)	文字の絵馬、五角形家型、(墨書)「奉納」「心願成就」「両(雨力)龍」「願主 寅年男」	最大高(枠含む)22.2cm・最大幅(枠含む)38.6cm・最大幅(長方形部分)29.0cm					
(12)	稻荷狐の絵馬、五角形家型、(墨書)「奉納」「嘉永六癸丑年」「二月 敬白」	最大高(枠含む)23.6cm・最大幅(枠含む)37.0cm・最大幅(長方形部分)29.0cm					
(13)	稻荷狐の絵馬、長方形、(墨書)「奉納」「安政四丁巳年」「十(ママ)二月 敬白」	最大高(枠含む)17.4cm・最大幅(枠含む)24.0cm・最大幅(長方形部分)21.0cm					
13	じんじやまく 神社幕	3	点	(1)	木綿製、上家用、藍地に白抜文字、(中央)「奉納」(右端)「弘化五戊申年二月初午」(左端)「下大嶋邑 仲間 拾四人」	高さ153.0cm・長さ560.0cm	
(2)	絹製、本殿用、縫いつけ布「文化十五戊寅年二月初午 御馬安全 高田昌茂 高田悦□(竹力)」	高さ34.0cm・長さ112.5cm					
(3)	木綿製、染色なし、(墨書・右端)「弘化五戊申年二月初午 奉納 小松徳右衛門」	高さ29.0cm・長さ184.0cm					
				(1)	「垣内氏」奉納幟、脱色・劣化甚し	高さ193.0cm・幅30.0cm	
(2)	「赤羽氏」奉納幟、藍地・白抜文字、「明和五戊子年二月初午」「正一位稻荷大明神」	高さ185.0cm・幅33.0cm					
(3)	福原他11名連名奉納幟、藍地・白抜文字、「天明四甲申年二月初午」「正式位稻荷大明神」	高さ185.0cm・幅32.0cm					

別表

id	名称	員数	数え方	細目	備 考	法量	収納場所
14 のぼり幟		27	点		(4) 宮嶋他11名連名奉納幟、藍地・白抜文字、「天明四甲申年二月初午」「正式位稻荷大明神」 (5) 「井上氏」奉納幟、藍地・白抜文字、「寛政三辛亥年二月初午」「正一位稻荷大明神」 (6) 「伊澤氏」奉納幟、藍地・白抜文字、「寛政三辛亥二月初午」「正一位稻荷大明神」 (7) 「小野寺」奉納幟、白地・墨書文字、「寛政九丁巳年二月初午」「稻荷大明神」 (8) 「神崎多熊久明」奉納幟、藍地・白抜文字、「文化三丙寅年二月初午」「正式位稻荷大明神」 (9) 「両御厩中」奉納幟、白地・染付文字、「文化三丙寅年二月初午」「正一位稻荷大明神」、左下補修痕あり (10) 「両御厩中」奉納幟、白地・染付文字、「文化三丙寅年二月初午」「正一位稻荷大明神」、右下側面布破損あり (11) 「伊藤氏」奉納幟、藍地・白抜文字、「正一位稻荷大明神」 (12) 「馬術稽古人」奉納幟、白地・墨書文字「文政四辛巳歳二月初午」「奉納正式位稻荷大明神」 (13) 「馬術稽古人」奉納幟、白地・墨書文字「文政四辛巳歳二月初午」「奉納正式位稻荷大明神」、「荷」「神」文字部分の布破損あり (14) 「小田切氏」奉納幟、紺地・白抜文字、「文政四辛巳歳二月初午」「奉納正一位稻荷大明神」 (15) 「唐沢正綱」奉納幟、朱地・白抜文字、「文政五壬午年二月初午」「正一位稻荷大明神」、右上角白地補修あり (16) 「唐沢正綱」奉納幟、朱地・白抜文字、「文政五壬午年二月初午」「正一位稻荷大明神」 (17) 「長坂氏」奉納幟、紺地・白抜文字、「文政七甲申年二月初午」「正一位稻荷大明神」 (18) 「小林弥一兵衛一虎」奉納幟、紺地・白抜文字、「文政七甲申年□月初午」「正式位稻荷大明神」 (19) 「諸田源太」奉納幟、紺地・白抜文字、「文政七甲申年九月初午」「正式位稻荷大明神」 (20) 「吉瀬政封」奉納幟、藍地・白抜文字、「弘化二乙巳年二月初午」「正一位稻荷大明神」	高さ185.0cm・幅32.0cm 高さ175.0cm・幅32.0cm 高さ202.0cm・幅31.5cm 高さ100.0cm・幅33.5cm 高さ180.0cm・幅32.0cm 高さ441.0cm・幅61.0cm 高さ436.0cm・幅59.0cm 高さ199.0cm・幅30.0cm 高さ547.0cm・幅59.0cm 高さ547.0cm・幅59.0cm 高さ255.0cm・幅31.0cm 高さ294.0cm・幅31.0cm 高さ295.0cm・幅31.0cm 高さ319.0cm・幅33.0cm 高さ234.0cm・幅31.0cm 高さ237.0cm・幅31.0cm 高さ171.0cm・幅32.0cm	35(1)に収納

別表

id	名称	員数	数え方	細目	備 考	法量	収納場所
				(21)	「北原兼富」奉納幟、紺地・白抜文字、「弘化二乙巳年五月初午」「正一位稻荷大明神」	高さ174.0cm・幅32.0cm	
				(22)	「原典福」奉納幟、紺地・白抜文字、「□(弘)化三丙午年二月初午」「正一位稻荷大明神」	高さ191.0cm・幅24.0cm	
				(23)	「伊澤貞蔵」奉納幟、紺地・白抜文字、「文久二壬戌年二月初午」「正一位稻荷大明神」	高さ217.0cm・幅32.0cm	
				(24)	「原谷雄忠」奉納幟、藍地・白抜文字、「文久四甲子年二月初午」「正一位稻荷大明神」	高さ175.5cm・幅34.0cm	
				(25)	「安田峯喬」奉納幟、藍地・白抜文字、「元治元甲申年五月初午」「奉納正一位稻荷大明神」	高さ197.0cm・幅31.0cm	
				(26)	「有賀氏」奉納幟、藍地・白抜文字、「奉納稻荷大明神」、年欠(江戸期)	高さ205.0cm・幅33.0cm	
				(27)	「亥年男」奉納幟、藍地・白抜文字「正一位稻荷大明神」、年欠(江戸期)	高さ167.0cm・幅32.0cm	
15	のぼりさお 幟竿	2	点		二点一対、朱色、墨書なし	長さ493.0cm・直径4.2cm 及び3.6cm	小田切家母 屋裏
16	いろえ とっくり 色絵徳利	2	点		古伊万里、鶴・竹・松の図、銘文なし	高さ26.6cm・胴部最大 径11.5cm・底径7.5cm及 び高さ25.5cm・胴部最 大径11.8cm・底径8.0cm	
17	いろえ とっくりはこ 色絵徳利箱	1	点		16番の収納箱、木製、蓋付・本体 内部二室、(蓋表面墨書)「奉納」、 (本体側面2小口墨書)「文政十一 戊子年」「二月初午」、(本体表面 墨書)「山下貞恒・伊藤光政」、(本 体背面墨書)「矢嶋義琛・小林一 虎」	高さ28.2cm・幅27.4cm・ 奥行13.7cm	小田切家座 敷
18	すず 鈴	1	点		真鍮製、(本体上半刻印銘文)「奉 納御廄稻荷文政三庚辰年二月八 日」	高さ13.1cm・幅10.0cm	
19	ばれい 馬鈴	1	点		真鍮製、銘文なし、奉納品と推定	高さ14.0cm・最大幅5.2 cm	
20	しし がしら 獅子頭	1	点		銘文なし	頭:幅約40.0cm・最大幅 (耳含む)56.6cm 耳: 長さ18.0cm・幅9.5cm 舌:長さ14.0cm・幅12.2 cm	
21	しし どうまく 獅子胴幕	1	点		木綿製、紺地・白抜円形文染抜	縦154.0cm・横195.0cm	
22	ししがしら しゅうのうばこ 獅子頭収納箱	1	点		木製、蓋のみ残存 (表面)「獅」、 (裏面)「天保五甲午年二月初午 高田貞右衛門 山下作次 伊藤四 五右衛門 山下儀平治 池上市右 衛門 獅作尾州名古屋人形師正 三郎」	縦40.0cm・横38.0cm	35(2)に収納
23	やづつ ゆぎ 矢箇(基)	2	点	(1)	竹籤製、下半部黒漆・朱漆絵(鳥 居)あり	長さ100.0cm・下半部最 大幅12.5cm・上半部最 大幅13.5cm	

別表

id	名称	員数	数え方	細目	備 考	法量	収納場所
				(2)	竹籤製、下半部欠失	残存長51.0cm・最大幅14.0cm	土蔵内木製タンスに収納
24	矢	11	本		内8本の先端部に鉄製矢尻残存	全長約88.0cm・矢柄直徑約0.8cm	
25	木製の筒	1	点		木製、矢筒の可能性あり、墨書なし	長さ81.5cm・径8.8cm	
26	法螺貝	1	点		口金は真鍮製、網袋(紺糸)あり、銘文なし	全長35.5cm・最大幅17.0cm	35(2)に収納
27	宮太鼓	1	点		(縁墨書)「太鼓壱尺三寸 ウヨイサ上カアサ」	鼓面直径35.5cm・胴最大径51.0cm・胴最大長50.0cm	土蔵内吊るし
28	締太鼓	1	点		皮面一部破損、(胴内部)「信州高遠耀町竜藏張替也 張料片面六匁 天保七丙申年五月四日」	直径33.5cm・高さ15.6cm	土蔵内吊るし
29	洋太鼓	1	点		木製縁・胴体金属板、(革墨書)「新屋敷 矢善 嶋太」、(革ベルト内側朱漆文字「五番」	直径38.5cm・高さ21.0cm	土蔵内吊るし
30	鎧	1	具		鉄地・黒漆・蒔絵、(鳩胸)花・(紋板)三階菱の家紋あり	全長29.0cm・高さ26.0cm・最大幅13.0cm	土蔵内吊るし
31	轡	4	点	(1)	鉄製、木綿製紐(藍染)付	長さ27.0cm・最大幅23.5cm・鏡板直径8.9cm・引手長さ11.0cm	36に収納
				(2)	鉄製、釘状鉄製品二本付	長さ25.0cm・最大幅23.0cm・鏡板直径8.0cm・引手長さ10.0cm	
				(3)	鉄製、鏡板は正円形ではなく角丸い方形	長さ25.5cm・最大幅26.0cm・鏡板長さ及び幅8.5cm前後・引手長さ11.0cm	
				(4)	鉄製、引手は鎖が連結	長さ26.5cm・最大幅16.3cm・鏡板直径4.3cm	
32	賽銭箱	1	点		木製、桟・斜板は欠失、(正面前面板)「奉納 賽銭箱」(背面)「文化三丙寅年仲春初午日 施主両御廄」	高さ42.7cm・幅77.2cm・奥行47.9cm	土蔵内檜箱
33	錢箱	1	点		木製、小口面に鍵穴付金具あり、墨書なし	高さ33.0cm・幅33.8cm・奥行59.5cm	土蔵内安置
34	陶磁器収納箱	1	点		木製、仕切板欠失、(底板)「文政十三庚寅年如月上旬 於御廄矢嶋義琛 拙也」、(側面)「願 御廄賄方」、稻荷社祭礼用陶磁器収納箱と推定	高さ25.0cm・幅42.6cm・奥行34.5cm	土蔵内檜箱
35	奉納品収納箱	2	点	(1)	木製、把手に紐付、黒茶地	高さ48.3cm・幅78.2cm・奥行39.0cm	土蔵内安置
				(2)	木製、紐なし、赤茶地	高さ49.8cm・幅82.6cm・奥行39.6cm	
36	獅子道具箱	1	点		木製、蓋付、(蓋内面墨書)「天保五甲午年二月七日拵之 獅子道具箱奉納 大平林兵衛(他11名連名)」	高さ54.0cm・幅108.0cm・奥行57.0cm	土蔵内安置
37	鞍	1	点		和鞍、革帶・紐・金具等が付隨、(居木内側)花押あり	長さ47.0cm・幅55.0cm・高さ44.0cm・前輪幅36.0cm・後輪幅40.0cm	36に収納
38	馬糞	1	点		鞍敷、(革表面墨書)「二三」などあり	最大長45.0cm・最大幅80.0cm	

別表

id	名称	員数	数え方	細目	備 考	法量	収納場所
39	あおり 障泥	1	点		皮製、銘文なし	片側高さ49.0cm・最大幅59.0cm	
40	はたさしもの はた 旗指物 旗	4	点	(1)	木綿製、白地・墨書、「興津利忠 鏑木通忠 岡村忠孝 岡部忠祥 (力)」、(3)と一対	縦41.5cm・横29.0cm	35(1)に収納
				(2)	木綿製、朱地・墨書、「酉歳女」、 (4)と一対	縦35.0cm・横31.0cm	
				(3)	木綿製、藍地・染抜文字、「奉納 大沼勝蔵」、(1)と一対	縦47.0cm・横31.4cm	
				(4)	木綿製、藍地・染抜文字、「奉納 高田悦竹」、(2)と一対	縦49.5cm・横31.0cm	
41	はたさしもの かなぐ 旗指物 金具	2	点	(1)	鉄製、逆U字	最大高12.7cm・最大幅 13.5cm	36に収納
				(2)	鉄製、コの字	最大高13.0cm・最大幅 19.0cm	
合計				106			

(指定外)

42	しょう 鉢	1	点		「丙午冬」「西大久保村 世話人 若連」「西村和泉守作」
43	せきせいほこら 石製祠	2	基		大正2年(1913年)小田切久三郎 奉納

※高遠城二ノ丸に存在しなかった上記3点は答申から除外する

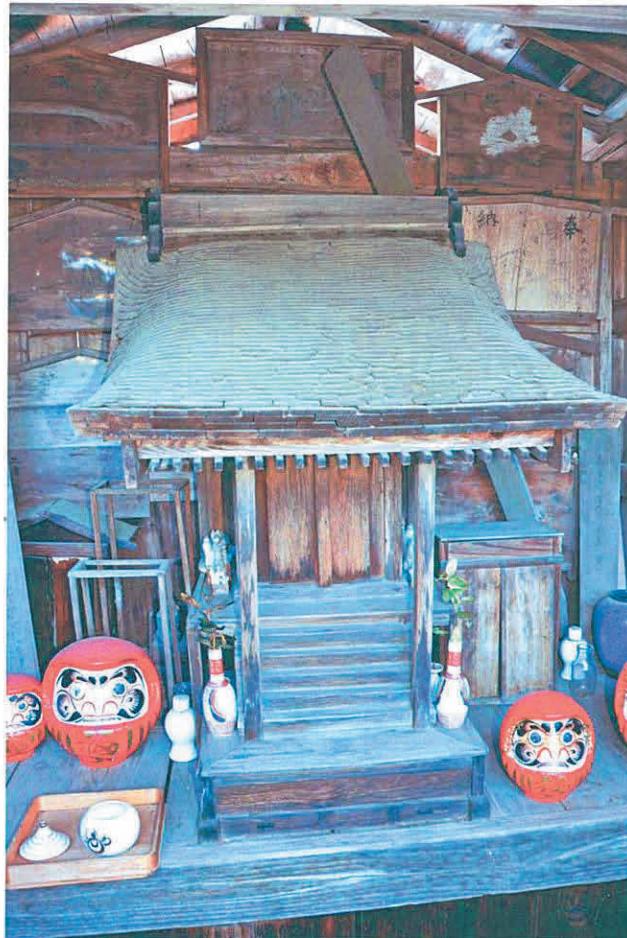
【位置図】小田切家所蔵高遠城二ノ丸廻稻荷本殿・上家及び奉納品類（宮田村）



小田切家所蔵高遠城二ノ丸廄稻荷本殿・上家及び奉納品類（宮田村）



小田切家所蔵 高遠城二ノ丸廄稻荷 全景 (平成26年5月4日撮影)



小田切家所蔵 高遠城二ノ丸廄稻荷本殿 (平成26年3月8日撮影)



厩稻荷奉納絵馬（願主小田切氏）（平成27年2月2日撮影）



厩稻荷鰐口背面文字（奉納 御厩小頭 中越邑 小田切氏）（令和2年4月5日撮影）



廐稻荷奉納品類（獅子頭・胴幕ほか）（平成27年2月18日撮影）



廐稻荷奉納品類（幟）（平成26年11月21日撮影）

長野県指定文化財候補物件調査票

- 1 種 別 有形民俗文化財
- 2 名 称 南木曽町の林業資料
- 3 員 数 281点
- 4 所在地 木曽郡南木曽町田立 1345 番地 2
旧田立小学校（南木曽町博物館分館）
木曽郡南木曽町吾妻 2190 番地
南木曽町博物館
木曽郡南木曽町読書 2941 番地 10
山の歴史館
木曽郡南木曽町吾妻 2197 番地 1
旧加納屋土蔵

- 5 所有者及び管理者 南木曽町

6 木曽林業の歴史的概要

（1）歴史的概要

木曽谷に残る鋸や斧などの林業資料は、近世初頭から江戸幕府の政策により畿内や北陸などの林業先進地から多くの杣人を動員し、林業開発が急速に展開し始めた時期から使われてきた道具類である。

木曽谷の9割は森林地帯であり古くから森林資源に恵まれ、近世初期以降はヒノキを中心とする林業が起こり当地の主要産業として栄えた。これは安土桃山時代に大阪城や伏見城、神社仏閣などの建築材料として、加工しやすいヒノキが大量に利用され始めたためであるが、江戸時代になり徳川家康は元和元年（1615）木曽地方を尾張徳川領として、100年にわたり築城や造船、木工用の材料にするため大量に伐採したため、木材資源は枯渇してしまった。

そこで尾張藩は、伐採量を減らすため鷹の巣を保護する名目で「巣山」やヒノキの優良林を保護する目的で「留山」を指定して地元住民の立ち入りを禁止した。またヒノキ、サワラ、アスナロ、ネズコ、コウヤマキの「木曽五木」の伐採を禁止したりして、「木一本、首一つ」と言われるようこれに背いた者は厳罰に処せられた。こうして森林保護・伐採抑制政策を進めた結果、広大なヒ

ノキ林が形成され、尾張藩は林業により多大な収入を得た。

またそれまでは、他所から来た杣人の従事者が多かったものが、享保 20 年（1735）頃には木曽谷で働く杣人はすべて地元の住人で占められるようになった。その後尾張藩の森林管理は明治 2 年（1869）まで続き、版籍奉還により国が所有する官林となった。

現在では林業の機械化が進んできて、鋸に代わってチェンソーにより伐木をしたり、切り倒した材木を枝払いして同じ長さの丸太にする測尺や玉切りといった一連の作業をするプロセッサといった自走式機械などが使われるようになった。

そのため、手作業によって大木を伐採するために利用してきた、鋸や斧等の伐採道具類の多くは使われなくなり、また林業従事者も減って散逸してきているため、わずかに残る道具類は各町村で回収し保管されている状態である。

（2）林業資料の概要

林業による伐採作業には様々な作業があり、立木の伐倒に始まり枝打ちや製材、皮剥ぎや運搬・牽引、木材の計測などがある。

中でも立木を切り倒すための杣鋸は 92 点と多く（表 1）、その他にも様々な用途に使われてきた。特にこの鋸は、木材の集散地であった高知県土佐山田町片地を中心に生まれ発展してきた土佐鋸が利用されてきた。立木の大木を切り倒すには刃渡り 70 センチほどの杣鋸だけでは無理で、斧を使って斜めの切り口を付けてから切り倒すため、鋸と併用する道具として斧は大切である。伐採時に切倒せずに残っている部分を切り離す時は、ガンド鋸といって幅が狭く柄を長くして木との距離を取りながら倒木の危険を回避する鋸も 20 本ある。

また切倒した木の枝打ち作業をする幅の狭い鋸や鉈もあり、皮剥ぎ用には長柄の鎌なども使われる。山から切り出された丸太を、角材や板材に加工する縦挽きの木挽鋸は幅広の鋸で、前挽鋸とか大鋸とも呼ばれ製材用のものである。

こうした伐採に用いる道具の他に、木の長さや太さを測るための輪尺や所有者を明らかにするための刻印、山仕事で身に着ける蓑や脚絆などもあり、木曽谷における林業関連の貴重な資料である。これらは、木曽谷の各町村で廃校になった校舎や資料館に保存してきた。その中でも木曽谷最南端の南木曽町では、貴重な林業資料として台帳目録を作成し、別紙のとおり 281 点の保管に努めている（表 2・写真 1）。

林業の機械化が進む中、杣人による手作業に頼ってきた道具類は、使用してきた杣人からも使い方等が聞けない状況の現在、散逸する前に個人蔵の物や旧小学校資料室に残る林業資料等を保管、整理することは急務となっている。

7 指定基準及び理由

(1) 指定基準

長野県宝等の指定に関する基準

第3 長野具有形民俗文化財の指定基準

- (2) 農具、養蚕具、林産用具、畜産具、漁獵具、工芸用具、紡績用具、作業場等、生産、生業に用いられるもの。
- (3) 運搬具、舟車、旅行具、通信具、運搬施設等、交通運輸、通信に用いられるもの
- (12) 前各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもので特に重要なもの

(2) 指定理由

日本各地には吉野杉や秋田杉のように時の権力者によって厳重な保護、保管により美林が保たれてきた所があり、木曽谷の木曽ヒノキも尾張藩による「木一本、首一つ」といった厳しい統制によって美林が保たれてきた。これに従事する杣人達が山仕事に使った鋸や斧など貴重な道具類も、従事者の減少や機械化により散逸してわずかしか残っておらず、日本を代表する木曽ヒノキの林業資料の道具類も博物館や個人宅に残るのみであるため、変遷や形態を知る上で貴重この上ない林業資料といえる。

同様に尾張藩内であった木曽谷各町村も多くの林業資料を保管しているが、いち早く資料類の保全に努めている南木曽町の林業資料を皮切りに、将来は木曽谷全体の林業資料の把握に努めるべく、まずは南木曽町林業資料解説の意義は高く、評価すべきものといえる。

8 保存及び活用

南木曽町の林業資料は、旧田立小学校や南木曽町博物館等に保管されており、地域学習の一環として子ども達の学習に活用されたり、町博物館で一般に公開されたりしている。

9 調査日及び調査者氏名

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 平成 29 年(2017 年)12 月 4 日 | 多田井委員、笛本県立歴史館長及び鈴木事務局員による現地調査 |
| 令和 4 年(2022 年)6 月 29 日 | 多田井委員及び三木事務局員による現地調査 |

令和4年(2022年)8月2日

多田井委員及び三木事務局員による林業
関連調査

10 参考文献

- ① 長野県教育委員会『木曾三岳村の民俗－長野県民俗資料調査報告9』1968年
- ② 長野県教育委員会編『信州の民俗』第一法規 1969年
- ③ 生駒勘七著『木曾の庶民生活－風土と民俗』国書刊行会 1975年
- ④ 所三男『近世林業史の研究』吉川弘文館 1980年
- ⑤ 『南木曾町誌 通史編』南木曾町誌編さん委員会 1982年

表1 南木曽町の林業資料分類（木曽郡南木曽町）

分類 (大分類)	分類 (中分類)	名 称	個 数	小計 (中分類)	小計 (大分類)	
伐採 (伐木・造材)	鋸	杣鋸	92	149	192	
		(内、改良刃16)				
		2人挽き鋸	1			
		木挽鋸	33			
		(内、手打ち10)				
		(内、改良刃2)				
		ガンド鋸	20			
		(内、改良刃3)				
	枝打ち鋸		3			
運搬・牽引	鉤・斧・鉈	鉤	18	35		
		斧	16			
		(内、目途斧1)				
		枝打ち鉈	1			
	皮剥き	皮剥き鎌	6	8		
		皮剥き	2			
運搬・牽引	鳶・つる・木廻し	鳶	11	20	39	
		つる	7			
		木廻し(がんた)	2			
	運搬・牽引	木馬	5	19		
		木馬の舵取り棒	1			
		木馬の油さし	1			
		ちんちょうかぎ	5			
		環	5			
		犬釘	2			
		輪尺	6			
計測	計測	指矩(さしがね)	1	8	8	
		検尺竹	1			
		輪尺	6			
刻印・焼印	刻印・焼印	刻印	9	12	12	
		スタンプ台	1			
		焼印	2			
衣類等	衣類等	蓑	16	30	30	
		(内、背中蓑セット1)				
		背中蓑	3			
		腰蓑	2			
		わらぐつ	2			
		脚絆	3			
		輪かんじき	2			
		金かんじき	1			
		木登り器	1			
		合 計	281			

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 1

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 2

収蔵先	旧妻籠小学校	報告番号	南-A-1	タグ番号	3	台帳番号	No.4-769
名 称	札鋸					使用材料	鉄、木
							全長：74.5cm

収蔵先	山の歴史館	報告番号	南-A-93	タグ番号	255	台帳番号	No.4-872
名 称	2人挽き鋸					使用材料	鉄
							全長：136.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-A-97	タグ番号	123	台帳番号	No.4-471
名 称	木挽鋸					使用材料	鉄、木
							全長：88.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-A-148	タグ番号	63	台帳番号	No.4-453
名 称	枝打ち鋸					使用材料	鉄、木
							全長：91.0cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-A-126	タグ番号	107	台帳番号	No.4-465
名 称	木挽鋸(改良刀)					使用材料	鉄、木
							全長：116.4cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-A-129	タグ番号	48	台帳番号	No.4-448
名 称	ガンド鋸					使用材料	鉄、木
							全長：81.0cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-A-148	タグ番号	63	台帳番号	No.4-453
名 称	枝打ち鋸					使用材料	鉄、木
							全長：91.0cm

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 3

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 4

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-B-1	タグ番号	39	台帳番号	No.4-433
名 称	鉋			使用材料	鉄、木		



全長 : 91.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-B-5	タグ番号	183	台帳番号	No.4-736
名 称	鉋			使用材料	鉄、木		



全長 : 91.0cm

収蔵先	加納屋上藏	報告番号	南-B-32	タグ番号	285	台帳番号	No.4-26
名 称	斧			使用材料	鉄、木		

全長 : 45.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-B-33	タグ番号	37	台帳番号	No.4-432
名 称	斧(戸斧)			使用材料	鉄、木		

全長 : 65.3cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-C-1	タグ番号	23	台帳番号	No.4-428
名 称	鶴			使用材料	鉄、木		

全長 : 133.0cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-C-1	タグ番号	23	台帳番号	No.4-428
名 称	鶴			使用材料	鉄、木		

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 5

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 6

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-C-12	タグ番号	22	台帳番号	No.4-217
名 称	つる					使用材料	鉄、木



全長：178.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-C-19	タグ番号	30	台帳番号	No.4-430
名 称	木廻し(がんた)					使用材料	鉄、木



全長：118.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-D-1	タグ番号	44	台帳番号	No.4-436
名 称	皮剥き鎌					使用材料	鉄、木



全長：96.0cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-D-7	タグ番号	187	台帳番号	No.4-738
名 称	皮剥き					使用材料	鉄、木



全長：69.0cm

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 7

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 8

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-E-8	タグ番号	144	台帳番号	No.4-726
名 称	ちんちょうかぎ			使用材料	鉛		



全長：42.5cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-E-12	タグ番号	151	台帳番号	No.4-727
名 称	ちんちょうかぎ			使用材料	鉛、紐		



全長：201.0cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-F-2	タグ番号	111	台帳番号	No.8-59
名 称	輪尺			使用材料	木、金属		



全長：60.0cm

収蔵先	旧妻籠小学校	報告番号	南-H-1	タグ番号	8	台帳番号	No.1-133
名 称	蓑・背中蓑			使用材料	藁		



全長：119.0cm

収蔵先	旧田立小学校	報告番号	南-G-1	タグ番号	136	台帳番号	No.4-724
名 称	刻印			使用材料	鉛、木		



全長：37.0cm

写真1 南木曽町の林業資料（代表例）

No. 9

収蔵先	旧妻籠小学校	台帳番号	7	台帳番号	No.1-130
報告番号	南-H-22	タグ番号			

名 称 わらぐつ 薦



全長: 40.0cm

収蔵先	旧田立小学校	台帳番号	202	台帳番号	No.1-114
報告番号	南-H-24	タグ番号			

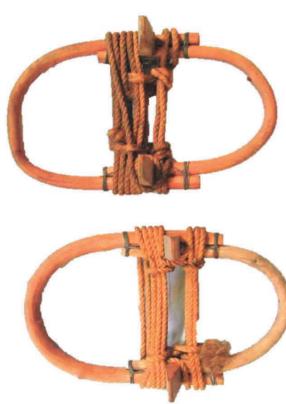
名 称 腹絆



全長: 45.0cm

収蔵先	山の歴史館	台帳番号	260	台帳番号	No.1-138
報告番号	南-H-28	タグ番号			

名 称 輸かんじき



全長: 37.3cm